

○ 当別町役場 TEL 0133-23-2330 FAX 0133-23-3206

≧► Eメール

kouho@town.tobetsu.hokkaido.jp

ホームページ http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/

平成 29 年度 非常勤職員を募集します

町では平成29年4月1日から勤務いただく非常勤職員を募集します。

なお、臨時福祉給付金支給事務職員2名の内1名は、平成29年3月1日から勤務が可能な方を募集しています。

| | 臨時福祉給付金支給事務職員 | 障がい者相談等事務嘱託員 | 栄養士 |
|-------------|---|---|---|
| 業務内容 | 臨時福祉給付金支給事務(窓口 受付・電話対応・システム入力等) | 障がい者の生活相談、認定調査 業務等 | 学校給食の衛生管理、物資管理、 調理指導等 |
| 勤務場所 | ゆとろ | ゆとろ | 当別町学校給食センター |
| 募集人員 | 2名(下記の勤務期間を参照) | 1名 | 1名 |
| 応募要件・ 資格 | パソコン事務ができる方 | <u>社会福祉士の資格</u> を有する満 60歳未満の方 | <u>栄養士の資格</u> を有する満 60 歳 未満の方 |
| 勤務時間 | 8 時 45 分 \sim 17 時 15 分 σ 内、週 29 時間 10 分 | 8時45分~17時15分の内、 週29時間10分 | 9 時~ 15 時 35 分 |
| 月額報酬 | (3月のみ) 144,600円 (4月以降) 147,200円 | 179,900 円 | 157,300 円 |
| 応募書類 | 履歴書、本人の住民票 | 履歴書、本人の住民票、資格証 明書の写し、運転免許証の写し | 履歴書、本人の住民票、資格証 明書の写し |
| 募集期限 | 2月21日 (火) | 2月28日 (火) | 2月28日 (火) |
| 申込み | 福祉課福祉係 (ゆとろ内・ な 23 - 3019) | 福祉課障がいサービス係 (ゆとろ内・ ☎ 25 - 2665) | 町教委管理課給食センター係 (給食センター内・ 2 2 - 4401) |

| | 学校事務職員 | 特別支援教育支援員 |
|-------------|------------------------------|---|
| 業務内容 | 学校事務補助等 | 通常学級に在籍する特別な支援 が必要な児童生徒に対する学習 支援等 |
| 勤務場所 | 町内の小・中学校 | 町内の小・中学校 |
| 募集人員 | 1 名 | 若干名 |
| 応募要件・ 資格 | 町内在住でパソコン事務ができる、満 60 歳未満の方 | <u>教員免許の資格</u> を有する方 |
| 勤務時間 | 原則、7時30分~15時の内、 週29時間10分 | 原則、8時~16時の内、週29時間10分 |
| 月額報酬 | 147,200 円 | 157,300 円 |
| 応募書類 | 履歴書、本人の住民票、運転免 許証の写し | 履歴書、本人の住民票、資格証 明書の写し、運転免許証の写し |
| 募集期限 | 2月21日 (火) | 2月21日 (火) |
| 申込み | 町教委管理課学校教育係 (☎ 23 - 2689) | 町教委管理課学校教育係 (☎ 23 - 2689) |



■勤務期間

- ※臨時福祉給付金支給事務職員を除く職員平成29年4月1日~平成30年3月31日(更新する場合あり)
- ※臨時福祉給付金支給事務職員
 - ①平成29年3月1日~ 9月30日(1名)
 - ②平成29年4月1日~10月31日(1名)

- ■休日等 土·日曜日、祝日、年末年始
- ■社会保険 原則、条件を満たす方は健康保険、厚生 年金、雇用保険に加入します。



■ 募集します!

ふるさと納税記念品新規参加事業者

当別町では町の魅力や特産品を広くPRすることを目的に、ふるさと納税の寄附者へのお礼として自慢の特産品を贈呈しています。

この取組みは寄附者から大変好評を得ており 全国の方にふるさと納税を通じて「とうべつ」 の魅力をたっぷりとご堪能いただいております。

新規に参加する事業者を募集しますので、希望される事業者は、担当までご相談ください。

「ふるさと納税」とは…

町外にお住まいの方が対象で、応援したい自治体に寄附をすることでその寄附額の一部が個人住 民税・所得税から控除される制度です。

■連絡先・問合せ

企画課企画振興係 (☎ 23 - 3042)

◇概要

- ・1万円の寄附につき5,000円相当の記念品を寄附者に直接送付していただきます。
- 事業者には負担金として、町から1品につき 5,000円をお支払いします。
- ・その他、高額寄附者に対する特別記念品もあり ます。詳細はご相談ください。

◇ 対象となる事業者

①町内に本社または主たる事務所を有している。 ②町税を滞納していないなど。

◇期 限

平成 29 年度からの参加を希望する場合は、 2月17日(金)までにご相談ください(その 後も随時募集予定)。

平成 29 年度 臨時職員登録のお知らせ

町では臨時職員の登録受付を行います。登録いた だいても、必ずしも任用があるとは限りませんので ご了承ください。

- ▼職種 一般事務
- ▼年齢要件 満 60 歳未満
- **▼採用期間** 5 カ月以内。ただし、さらに 5 カ月以 内で更新する場合があります(最長 10 カ月)。
- **▼賃金・諸手当** 町の規定により支給します。
- ▼勤務時間 8時45分~17時15分
- ▼休日等 土・日曜日、祝日、年末年始 ※町の規定により年次有給休暇が与えられます。
- ▼**社会保険** 原則、条件を満たす方は健康保険、厚 生年金、雇用保険に加入します。

- ▼登録方法 役場2階総務課に備え付けの登録カードに必要事項を記入し、写真(縦5cm、横4cm)を添付のうえ提出してください。
- ※任用する時に住民票を提出していただきます。
- ※提出いただいた書類は返却しませんので、ご了承 ください。
- **▼登録受付期間** 2月1日(水)~2月28日(火) ※土・日曜日、祝日は除く。
- ▼提出先・問合せ

総務課人事係 (☎ 23 - 2330、内線 257 · 258)



○ **当別町役場** TEL 0133-23-2330 FAX 0133-23-3206

≧►Eメール

kouho@town.tobetsu.hokkaido.jp

ホームページ http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/



接種は3月31日まで! 高齢者肺炎球菌予防接種

肺炎は日本人の死因の第3位です。肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌による感染症を予防し、重症化を防ぎます。 対象者は1回限り2,500円で肺炎球菌予防接種を受けることができます。

定期接種の対象者は毎年度異なります。接種は3月末までですので、接種の機会を逃さぬようご注意ください。

▼接種期限 平成 29 年 3 月 31 日まで

▼対象者

①次の年齢(生年月日)に該当する方。

| 65 歳 | 昭和26年4月2日~昭和27年4月1日生 |
|------|----------------------|
| 70 歳 | 昭和21年4月2日~昭和22年4月1日生 |
| 75 歳 | 昭和16年4月2日~昭和17年4月1日生 |
| 80 歳 | 昭和11年4月2日~昭和12年4月1日生 |
| 85 歳 | 昭和 6年4月2日~昭和 7年4月1日生 |
| 90歳 | 大正15年4月2日~昭和 2年4月1日生 |
| 95歳 | 大正10年4月2日~大正11年4月1日生 |
| 100歳 | 大正 5年4月2日~大正 6年4月1日生 |

② 60 歳以上 65 歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に 重い障がい(身体障害者手帳1級程度)のある方。 ▼料金 2,500 円 (生活保護世帯の方は無料)

▼実施医療機関

- ・健康ひろば・実施医療機関(本誌 p.24) に掲載して います。
- ・接種希望者は、事前に医療機関へ予約してください。
- 入院または入所中などで町外での医療機関で接種を 希望する方は、事前にゆとろまでご連絡ください。
- ▼**問合せ** 保健課保健医療係(ゆとろ内・**☎**23 2346)





後期高齢者医療制度

~交通事故など、第三者の行為によりけがや病気になったときは?~

交通事故や飲食店等での食中毒など、第三者(加害者)の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、保険証を使って治療することができます。

治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

■第三者の行為とは?

- ○交通事故(自動車事故や自転車事故等)
- ○他人の飼い犬にかまれた
- ○購入食品や飲食店等での食中毒
- ○暴力行為など

◆必ず医療機関に伝えましょう

第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用 して治療を受ける旨を医療機関にしっかりと伝えま しょう。

◆警察に届け出ましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察 に届け出し、人身事故として事故証明書(有料)を出 してもらいましょう。

◆市区町村の窓口にも必ず申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届け出をすることが義務付けられていますので、必ず市 区町村の担当窓口へ第三者行為による被害届の申請を してください。

◆申請に必要なもの

- ・第三者行為による被害届(市区町村の担当窓口にあります)
- 保険証
- ・被保険者の印鑑
- ・ 事故証明書 (後日でも可) など

◆詳細・問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係(**2**3-2467) 北海道後期高齢者医療広域連合(**2**011-290-5601)